

精神障害者保健福祉手帳制度について

1 目的

一定の精神障害の状態にあることを認定して交付することにより、精神障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的としています。

手帳の交付を受けた方に対しては、各方面のご協力により、税金の減免や公共交通機関の運賃の割引等さまざまな支援を受けることができます。

2 対象となる方

精神疾患（てんかん、発達障害などを含みます）により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方。ただし、精神疾患による初診から6ヶ月以上経過していることが必要です。

3 申請にあたって必要な書類

申請書、写真のほか、次の(1)(2)のいずれかの書類が必要になります。

- (1) 医師の診断書（初診日から6ヶ月を経過したものに限りませ。）
- (2) ①精神障害を支給事由とする年金証書（年金裁定通知書と一体になっている証書についてはその部分を含む。）または特別障害給付金受給資格者証の写し
②障害年金受給に係る照会についての同意書

4 申請窓口

居住地の市町村

5 有効期間

2年間（更新申請は、有効期限の日の3ヶ月前からできます。）

6 問い合わせ先

名称	電話番号
富山県心の健康センター	076-428-1511
富山市保健所	076-428-1155
高岡市社会福祉課	0766-20-1388
射水市社会福祉課	0766-51-6626
魚津市社会福祉課	0765-23-1005
氷見市福祉課	0766-74-8113
滑川市福祉介護課	076-475-2111
黒部市福祉課	0765-54-2111

名称	電話番号
砺波市社会福祉課	0763-33-1111
小矢部市健康福祉課	0766-67-8605
南砺市福祉課	0763-23-2009
舟橋村生活環境課	076-464-1121
上市町福祉課	076-472-1111
立山町健康福祉課	076-462-9957
入善町健康福祉課	0765-72-1100
朝日町健康課	0765-83-1100